二	令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体から衆議院名簿の届出があった件	二六	243	一
	○衆議院比例代表選出議員選挙東京都選挙区選挙長			
一	衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件	二二		二
二	令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体から衆議院名簿の届出があった件	二六	243	一
	○衆議院比例代表選出議員選挙北陸信越選挙区選挙長			
一	衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件	二二		二
二	令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体から衆議院名簿の届出があった件	二六	243	一
	○衆議院比例代表選出議員選挙東海選挙区選挙長			
一	衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件	二二		二
二	令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体から衆議院名簿の届出があった件	二六	243	一
	○衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区選挙長			
一	衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件	二二		二
二	令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体から衆議院名簿の届出があった件	二六	243	一
	○衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙長			
一	衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件	二二		二
二	令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体から衆議院名簿の届出があった件	二六	243	一
	○衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区選挙長			
一	衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件	二二		二
二	令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体から衆議院名簿の届出があった件	二六	243	一
	○衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区選挙長			
一	衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件	二二		二
二	令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体から衆議院名簿の届出があった件	二六	243	一
	○消防庁			
一二	消防法施行規則第四条の五第一項に規定する登録確認機関の代表者の氏名の変更に関する件	一一		一
一三	消防法施行規則第四条の四第五項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件	二八		一
	○法務省			
一九五	更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第五十一条第二項第四号に規定する医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇として定めるものを告示する件の一部を改正する件	一一八		二
一九六	除籍の一部が滅失した件	一		二
一九七	日本国に帰化を許可する件	四		二
一九八	〃	五		二
一九九	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件	八		二
二〇〇	日本国に帰化を許可する件	八		二
二〇一	〃	一一		二
二〇二	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件	一二		二
二〇三	日本国に帰化を許可する件	一四		二
二〇四	〃	一五		二
二〇五―二〇八	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件	一八		二
二〇九	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件	一八		二
二一〇	日本国に帰化を許可する件	二〇		二
二一一	〃	二一		二
二一二	原戸籍の一部が滅失した件	二二		三
二一三	戸籍が滅失した件	二二		三
二一四	除籍が滅失した件	二二		三
二一五	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件	二二	240	七七
二一六	公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件	二五		二
二一七	日本国に帰化を許可する件	二六		三
二一八	〃	二七		一
二一九	原戸籍が滅失した件	二八		二
二二〇	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件の一部を改正する件	二八		二